

就労継続支 援B型	令和3年 12月15日	1611900414	株式会社和	高岡市駅南 二丁目3番 5号	就労継続支 援B型事業 所しずく	射水市三ヶ 845番地
--------------	----------------	------------	-------	----------------------	------------------------	----------------

2 命じた措置等

(1) 指定障害児通所支援事業者について

ア とるべき措置の内容

令和3年12月1日付け障第466号による勧告に係る児童福祉法第21条の5の19第4項に規定する便宜の提供を適正に行うこと。あわせて、その結果を報告すること。

イ 措置をとるべき期限

令和3年12月23日

ウ 措置をとるべきことを命ずる理由

令和3年12月1日付け障第466号により勧告した児童福祉法第21条の5の19第4項に規定する便宜の提供を適正に行う措置を、当該事業者が正当な理由なく期限である同月6日までにとらなかったため

(2) 指定障害福祉サービス事業者について

ア とるべき措置の内容

令和3年12月1日付け障第466号による勧告に係る障害者総合支援法第43条第4項に規定する便宜の提供を適正に行うこと。あわせて、その結果を報告すること。

イ 措置をとるべき期限

令和3年12月23日

ウ 措置をとるべきことを命ずる理由

令和3年12月1日付け障第466号により勧告した障害者総合支援法第43条第4項に規定する便宜の提供を適正に行う措置を、当該事業者が正当な理由なく期限である同月6日までにとらなかったため